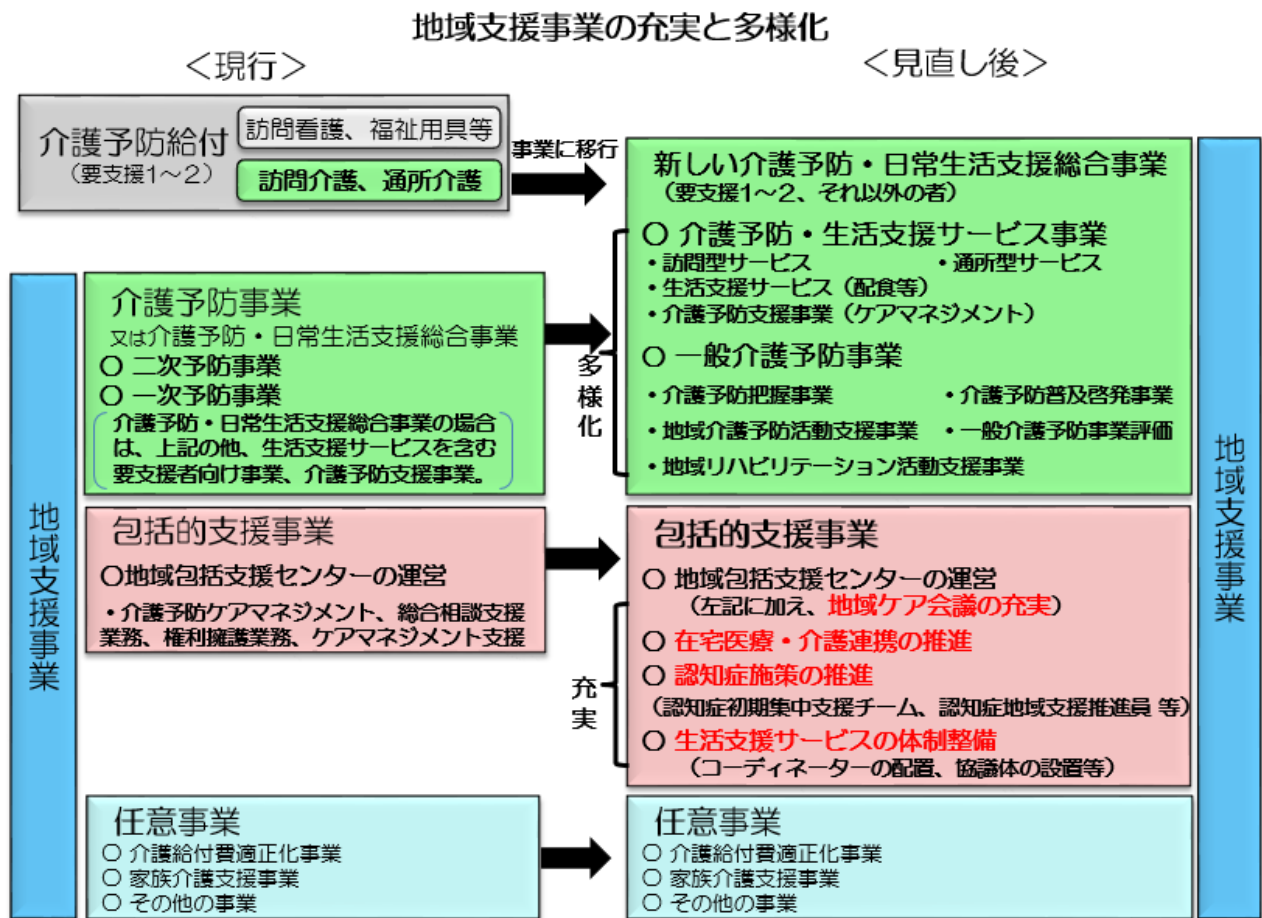


## 2 周りの支えが必要な高齢者



### （1）地域支援事業（包括的支援事業）の充実（長寿社会課）

#### ① 在宅医療・介護連携の推進

（推進方策）（再掲）

○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることが出来るよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市町が行う次の8つの事業を支援します。

#### （ア）地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成、活用します。

#### （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策の検討を行います。

#### （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供され

る体制の構築を目指した取組みを行います。

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行います。

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護に関する事項の相談の受付を行います。

また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。

(カ) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。

また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。

(キ) 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護に関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

複数の関係市区町村が連携し、広域連携が必要な事項について協議します。

## ② 認知症施策の推進

※【参照：65ページ】

## ③ 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進

(推進方策)

○地域包括ケアシステム構築支援事業を推進します。

(ア) 地域包括支援センターの事業運営主体である各市町が、地域の実情を踏まえて、直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるとともに、センター間の役割を明確にし、連携強化を進めていくことが必要です。また、地域の身近な相談窓口として在宅介護等に関する総合相談や関係機関と連絡調整を行なう「在宅介護支援センター」と連携していくことも必要です。

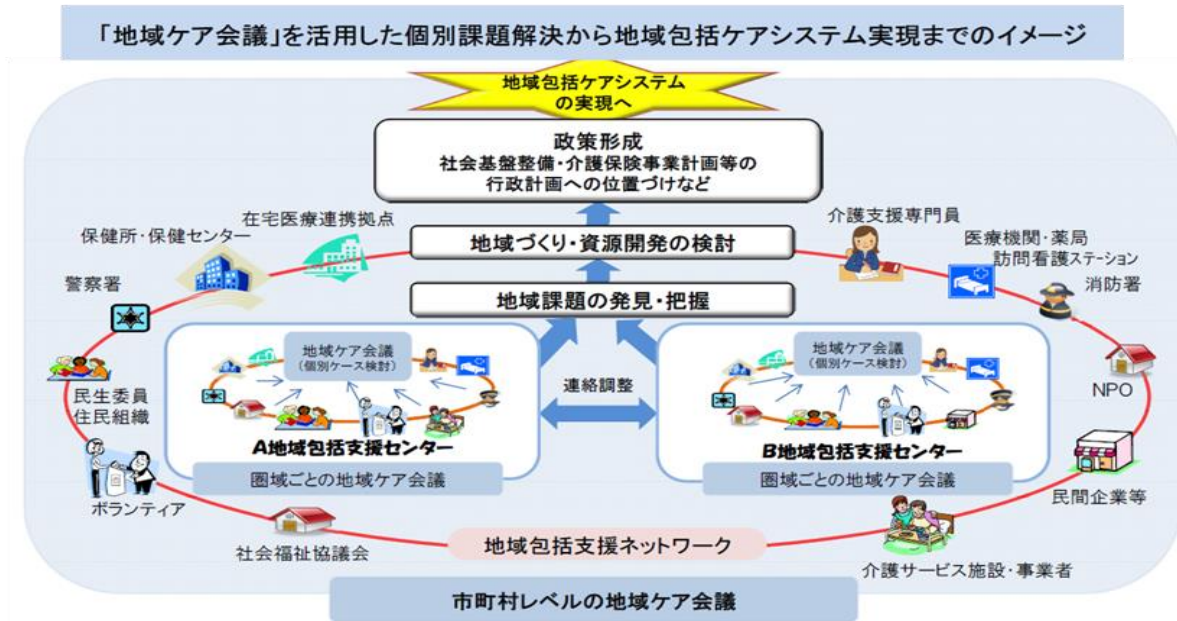
このため、県は、市町及び地域包括支援センター職員を対象とした「地域包括支援センター機能強化研修会」等を実施し、地域包括ケアシステムを機能させることが出来るよう職員の資質向上を図ることにより、市町及び地域包括支援センターの機能強化を支援していきます。

- (イ) 地域包括ケアシステムの構築のためには、その有効なツールである「地域ケア会議」の実施を位置づけ、その5つの機能である「個別課題解決」「ネットワーク構築」「地域課題発見」「地域づくり・資源開発」を推進することにより、市町の「政策形成」につなげていくことが重要です。そのため、県は、市町・地域包括支援センターにおいて実施される「地域ケア会議」に知見を有する広域支援員を派遣する「広域支援派遣事業」の実施や専門職（弁護士、リハ職等）を派遣し専門職の視点から助言を行う「専門職派遣事業」を実施し、「地域ケア会議」の充実に向けた支援を行います。
- (ウ) 県・市町・県内関係機関で組織する「長崎県地域包括ケアシステム構築支援委員会」においては、市町における地域包括ケアシステム構築に向けた行動計画策定の支援を行うとともに、地域ケア会議推進モデル事業などを実施し、確実な推進体制づくりとその手法を市町へ還元し、県内全域で地域ケア会議が実施され、政策形成に繋げることが出来るよう支援していきます。

地域包括支援センターの設置状況(平成26年4月1日現在)

市町名	地域包括支援センター数	サブセンター数	ランチ数
長崎市	19		1
佐世保市	9		
諫早市	5		
大村市	1		
平戸市	1		6
松浦市	1		2
対馬市	1	2	3
壱岐市	1		4
五島市	1	5	10
西海市	1	3	
長与町	1		
時津町	1		
東彼杵町	1		
川棚町	1		
波佐見町	1		
小値賀町	1		
佐々町	1		
新上五島町	1		
島原地域広域市町村圏組合	3	3	
計	51	13	26

- ・サブセンター  
…住民に身近なところで相談を受け、地域包括支援センターにつなぐ窓口機関
- ・ランチ  
…地域包括支援センターの支所



## （２）地域支援事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業）の多様化（長寿社会課）

### ① 新しい介護予防事業への対応

（推進方策）

- 新しい介護予防事業への移行により、これまで中心であった「運動器の機能向上」、「口腔機能向上」、「認知機能低下予防」等の高齢者個人の機能回復訓練等にとどまらず、高齢者が地域で生きがいや役割をもって生活出来るよう、リハ職を活用した生活機能の向上と社会参加につながる介護予防の推進について介護予防事業従事者研修等を通じて市町を支援します。
- 地域支援事業に移行する訪問介護、通所介護予防事業については、市町の特性に応じた多様な担い手による多様なサービスの提供が可能となるよう体制づくりを支援します。
- 長崎県介護予防市町支援委員会の開催や専門部会として「総合調整部会」を設置し、必要時には各種ワーキングを立ち上げながら課題解決に取り組み、市町の介護予防事業を推進します。
- 県民が元気なうちから介護予防に関心を持つよう、介護予防推進フォーラムを行い、先駆的な取組を行う自主グループ活動の表彰、活動報告等を行います。
- 各地域に即した介護予防事業を行うため、事業実施主体である市町、地域包括支援センターと支援を行っている地域リハビリテーション広域支援センターや保健所との連携体制を強化します。
- 市町における介護予防の取組について事業評価を推進し、その結果に基づき効果的効率的な事業を実施できるように支援します。
- 県民の健康づくり計画である「健康ながさき21」との整合を図りつつ、高齢者の介護予防推進を図ります。

## ② 地域リハビリテーションの推進

（推進方策）

- 県地域リハビリテーション協議会を設置、運営するとともに、長崎県リハビリテーション支援センター（1ヶ所）を指定し県下の地域リハビリテーションの推進を図るため関係機関の研修や支援を行ないます。
- 各県立保健所を事務局とする、地域リハビリテーション連絡協議会を設置、運営するとともに、県内各圏域に地域リハビリテーション広域支援センター（9ヶ所）を指定し、その協力病院・施設と連携し、地域リハビリテーション従事者及び介護従事者の研修や支援を行ないます。
- 各圏域で地域リハビリテーション広域支援センターの協力病院・施設が連携し、地域包括ケアシステム構築の推進にかかる事業及び高齢者の様々な状態に応じた介護予防事業が、適切かつ円滑に提供されるよう、市町及び関係機関、住民組織等への支援を行うとともに、地域での保健・医療・福祉の関係者等ネットワークづくりを推進していきます。